

修学旅行等の実施に向けた配慮をお願いするものです。

事 務 連 絡

令和2年10月2日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中等高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について

修学旅行等の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に御判断いただいているところと思います。

今年度未実施の学校におかれては、かねてよりお願いしているとおり、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として修学旅行等の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施することを検討したりするなどの配慮をお願いします。

延期扱いとする場合においては、年度末の3月末日までの実施を検討するよう最大限の配慮をお願いします。当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、感染の拡大防止策を適切に講じた上で、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更等について御検討いただくなどの配慮をお願いします。

また、10月1日から東京都発着も含め全国の旅行がGo Toトラベル事業の対象となりました。修学旅行等は、特例として令和3年3月までに実施する旅行も対象となり得ますので、具体的な旅行の日程と同事業による割引の可否については旅行業者等やGo Toトラベル事務局と適宜御相談いただきますようお願いします。

修学旅行等の実施にあたっては、「修学旅行等におけるGo Toトラベル事業の活用等について」（令和2年9月25日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）でお知らせした「2. 修学旅行等に関する参考情報」に加え、全国にある国立青少年教育施設も宿泊施設等として利用できますので、別添資料を参考にしてください。また、旅行業者等との契約にあたっては、標準旅行業約款等に基づき、適切に御対応いただきますよ

うお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等を中止や延期したことにより発生したキャンセル料等については、各自治体の判断により、今年度補正予算に計上されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、必要に応じ、活用について御検討いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添 国立青少年教育施設を修学旅行で利用してみませんか？

※独立行政法人国立青少年教育振興機構のサイトにて、修学旅行等のモデルプランを紹介しています。<https://www.niye.go.jp/training/shugakuryokou/>
※修学旅行等での利用にあたっては、機構版 FAQ も参考にしてください。

<https://www.niye.go.jp/training/shugakuryokou/shugakuryokoufaq.html>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線 2389）

<国立青少年教育施設について>

独立行政法人国立青少年教育振興機構
電話：03-6407-7752（広報担当）

<Go To トラベル事業に関する相談窓口>

電話①：0570-017345

電話②：03-6747-3986

（受付時間：10 時～19 時 ※年中無休）